

令和8年度群馬県ベトナム・インドネシア渡航関係手配業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度群馬県ベトナム・インドネシア渡航関係手配業務委託

2. 業務の趣旨・目的

群馬県の認知度向上や人材確保に向けて、ベトナム及びインドネシアの現地大学等を訪問し、関係構築を図る。そのために必要な職員の渡航等の手配を行う。

3. 契約期間

契約日から令和8年12月18日（金）まで

4. 行程概要

令和8年10月25日（日）～10月31日（土）6泊7日（職員3名）

※ベトナム及びインドネシア現地での滞在時間が可能な限り長くなるように配慮すること。

※職員数及び行程は現時点での予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

※訪問先の調整は群馬県が行う。

5. 業務の内容

(1) 航空券の手配（職員3名）

- 往路は、令和8年10月25日（日）の出発便とすること。
- 10月28日（水）はベトナム（ノイバイ国際空港）出発し、当日中にインドネシア（スカルノ・ハッタ国際空港）到着の便とすること。
- 復路は、令和8年10月31日（土）の出発便とし、当日帰国とすること。
- 空港使用料、諸税、燃油サーチャージ等を含むこと。

期日	種別	便名	座席	
10/25（日）	出国便	東京発 → ノイバイ国際空港着	エコノミークラス	3席
10/28（水）	移動	ノイバイ国際空港発 → スカルノ・ハッタ国際空港着	エコノミークラス	3席
10/31（土）	帰国便	スカルノ・ハッタ国際空港発 → 東京着	エコノミークラス	3席

(2) 宿泊の手配

6泊7日（職員3名）

期日	場所	泊数	部屋数	宿泊人数
10/25(日)～10/28(水)	ハノイ市内のホテル	3泊朝食付き	3部屋	3名
10/28(水)～10/31(土)	ジャカルタ市内のホテル	3泊朝食付き	3部屋	3名

- ホテルは、市内中心部又はホテルが多く位置する場所とすること。
- ホテルは、緊急の場合等に即時に対応でき、可能な限り日本語対応可能なホテルとすること。
- ホテル及び部屋のグレードは、スタンダード（シングル）クラス以上で、可能な限り群馬県職員等の旅費に関する条例等で定める額（職員約12,000円）を目安とするが、現地の物価等に応じ調整すること。
- 可能な限り同一のホテル・部屋での連泊とすること。

(3) 現地交通の手配

	期日	用途	種別	数量	利用予定区間
ベトナム	10/25(日)	空港 - ホテル間	普通車	1 台	ノイバイ国際空港 → 宿泊先
	10/26(月) ～ 10/27(火)	大学訪問	普通車	1 台	宿泊先 → 大学訪問 → 宿泊先
	10/28(水)	ホテル - 空港間	普通車	1 台	宿泊先 → ノイバイ国際空港
インドネシア	10/28(水)	空港 - ホテル間	普通車	1 台	スカルノ・ハッタ国際空港 → 宿泊先
	10/28(水)	大学訪問	普通車	1 台	宿泊先 → 大学訪問 → 宿泊先
	10/29(木) ～ 10/30(金)	大学訪問	普通車	1 台	宿泊先 → 大学訪問 → 宿泊先
	10/31(土)	ホテル - 空港間	普通車	1 台	宿泊先 → スカルノ・ハッタ国際空港

- ・運転手付きとすること。
- ・車は、手荷物等を載せる十分なスペースがあるものとする。
- ・現地交通の手配にあたっては、早朝から夜間及び遠距離にも対応できるようにしておくこと。

(4) 査証（業務）の手配（2名）

- ・インドネシア入国に必要な査証（業務）の代行手続きを行うこと。
- ・代行取得手数料等も計上すること。

(5) ベトナム現地通訳の手配

手配期間	人数
10/26（月）～ 10/27（火）	1 名（日本語 - ベトナム語）

- ・大学訪問時に通訳を行うものとし、通訳経験があり、的確な通訳が可能なレベルの者であること。
- ・早朝から夜間まで対応できるようにしておくこと。
- ・通訳者の選定及びその配置は群馬県と協議の上、決定すること。
- ・手配期間は現時点での予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

(6) 物品輸送の手配

- ・訪問先等への土産品購入費（菓子類 5,000 円 × 9 = 45,000 円程度）を経費として計上し、購入及び現地までの輸送（手荷物等）を行うこと。

(7) 現地必要物品の手配

- ・渡航先で必要な物品について提案し、県と十分に協議した上、手配すること。

(8) Wi-Fi ルーターの手配

利用期間	端末	数量
10/25（日）～10/31(土) 7日間	Wi-Fi ルーター	1

- ・Wi-Fi ルーターは通信容量制限がないものもしくはそれに近いものとする。
- ・Wi-Fi ルーターの海外通信料は日額定額制の利用を前提とすること。
- ・受渡・引取りは利用期間の前後 3 日までに行うこと。
- ・保険料を含むこと。

(9) 海外旅行保険の手配

- ・ 出国から帰国までの間、十分な補償を受けられる海外旅行保険を手配し、加入手続きを行うこと。
なお、保険内容は以下の補償を最低限含むこと。
治療・救援費用、賠償責任、傷害死亡・後遺障害及び疾病死亡、携行品損害

6. その他

- ・ 渡航先において不測の事態が発生した場合に対応できるよう、現地移動及び空港内でのサポート体制（現地支店又は現地提携会社等との連携）を明示すること。
- ・ 上記内容は現段階の予定であり、今後変更の可能性があることに留意すること。
- ・ 契約締結後に変更が生じた場合は、変更契約等を取り交わすことがある。
- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて県と受託者で細部を打ち合わせの上、締結する。
- ・ 事業終了後、速やかに委託業務に関する実績報告書及び収支精算書を作成し、提出すること。
- ・ 本仕様に定めのない項目については、県と協議の上、決定することとする。